

はなやか関西・文化戦略会議設置要綱

(目的)

第1条 関西文化の内外への発信を強化し、関西文化を一体となって振興するために、様々な分野の専門家等から幅広い知見を求め今後の戦略を検討するとともに、さらなる行政等間の連携交流を図るための場づくりとして、「はなやか関西・文化戦略会議」（以下「文化戦略会議」という。）を設置する。

(委員の役割)

第2条 文化戦略会議の委員は、次の各号に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 2020年東京オリンピック・パラリンピックや関西ワールドマスタースゲームズ2021などの開催に向けた、関西文化の内外への発信強化に関する事。
- (2) 欧州連合等における文化政策についての研究に関する事。
- (3) はなやか関西の文化振興における施策展開に関する事。
- (4) 次年度以降の事業に関する事。
- (5) その他関西文化の振興に関する事。

(委員)

第3条 文化戦略会議の委員は、関西文化の振興等に関する優れた見識を有する者とする。

- 2 文化戦略会議の座長は、互選により選出する。
- 3 座長は、文化戦略会議の議事を運営する。

(任期)

第4条 委員の任期は委嘱を受けた日の属する会計年度の3月末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 文化戦略会議は、座長が招集する。

- 2 文化戦略会議は、必要の都度開催するものとする。
- 3 文化戦略会議は、必要がある場合には、関係者の意見を聴くことができる。
- 4 文化戦略会議は、各事項をより実務的に検討するため、座長の指名する者をもってワーキンググループを設置することができる。

(幹事会の設置)

第6条 文化戦略会議に幹事会を置き、次の各号に掲げる役割を担うこととする。

- (1) 第2条各号に掲げる事項に関して、委員とともに検討を進める。
- (2) 先進的取組等の共有化・汎用化など行政等間の連携交流を進める。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、文化戦略会議の運営に関し必要な事項は、関西広域連合広域観光・文化振興局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年6月30日から施行する。
- 2 この要綱の施行日以後最初に開かれる文化戦略会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、関西広域連合広域観光・文化振興局長が招集する。